

# 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第5条第1項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号）の一部改正について

自治行政局行政経営支援室

## 1 改正理由

- 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）等の一部を改正することに伴う改正

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）及び「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、「個人番号の記載を義務付けている国民健康保険の被保険者証等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする」とされたことを踏まえ、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）等の一部が改正される。

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第5条第1項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号。以下「事務範囲省令」という。）において、国民健康保険法施行規則等で定める事務を規定していることから、事務範囲省令の一部についても改正する必要がある。

## 2 改正の概要

- 国民健康保険法施行規則等の一部改正に伴う改正（省令第9条関係）

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（案）により、国民健康保険法施行規則等の一部改正がなされる。うち、事務範囲省令に影響する国民健康保険法施行規則の主な改正は以下のとおり。

- ① 被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証の再交付の申請においては、個人番号カード、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とする。
- ② 代理人が被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証の再交付の申請を行う場合は、法定代理人である場合は戸籍謄本等、法定代理人以外の場合は委任状等で代理権の確認を行うこととし、市町村において公簿等によって確認できるときや代理人が世帯主と同一世帯であるときは、代理権を証明する書類の提出を省略することができることとする。

これに伴い、②の事務を、地方独立行政法人法別表第9号の総務省令で定め

る事務に規定する措置を講ずる（省令第9条を改正）。

### 3 施行期日

公布日